

学校感染症の報告書(保護者記入用)

岐阜県立恵那高等学校 年 組 番 氏名

種類	○印	病 名	出席停止期間の基準	
第2種		インフルエンザ (型)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
		新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
		風疹	発疹が消失するまで	
		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
		結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種		(該当を○で囲む) コレラ 細菌性赤痢 パラチフス 腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで	
		流行性角結膜炎		
		急性出血性結膜炎		
		(下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの。)		
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで	
		手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態の安定するまで	
	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態がよくなれば登校可能		
	その他の伝染病	症状が改善し、全身状態が良くなるまで		

【発熱等症状が出現した日】 年 月 日() 【診断日】 年 月 日()

【受診した医療機関名】 (市)

【出席停止期間】 年 月 日() ~ 年 月 日()
(出席停止の上記基準に基づき、医師から登校を控えるように指示された期間)

* 確認事項(下記の内容を確認し、それぞれの□に✓してください)

医師の指示に従い十分休養し、健康状態が回復した。

出席停止期間の基準に従い、その期間が経過している。

《注意事項》**発熱等症状が出現した日が0日目となり、翌日から1日目と数える。**

発症後5日の場合は、6日目から登校可。

新型コロナウイルス感染症の「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にある状態のこと。

以上に相違ないと責任をもって報告します。

年 月 日 保護者氏名

提出先:担任→養護教諭
※担任に提出し、出席停止期間について確認してもらってください。